

マリンVHFについて

目 次

1. マリンVHFとは	1
(1) どん連絡ができるか	1
(2) どんな無線機	
2. 無線局の開設について	1
(1) はじめに	1
(2) 無線従事者(第三級海上特殊無線技士)の免許	1
(3) 無線局(船舶)の免許	1
(4) 海岸局への加入	2
3. 無線局の免許、更新、定期検査(認定点検)などの手続きについて	2
(1) 免許(更新)申請手続き	2
(2) 船舶局の免許の変更	2
(3) 船舶の免許の更新	2
(4) 船舶局の定期検査	3
(5) 船舶局の廃止又は売買	3
4. 船舶局に備え付けるべき書類等	3
5. 費用等	3
(1) 運用開始時の費用	3
(2) 運用開始後の費用	3
別表1 マリンVHFのチャンネル表	4
別表2 各種手続申請・相談先表	4
別図1 (社) 関東小型船安全協会所属海岸局配置図	5
別表3 (社) 関東小型船安全協会所属海岸局一覧表	5

(社) 関東小型船安全協会

1. マリン VHF とは

マリン VHF は平成 4 年に小型船のスポーツ・レジャー用として認可された無線電話で、世界中の海域で使用されている国際 VHF の周波数の一部が組込まれており、付近航行中の一般船舶や巡視船、海上保安庁の海岸局等と直接通信が出来ます。

(1) どんな連絡が出来るか

- 仲間の船との連絡
- マリナー（所属海岸局）との連絡
- 海難等の緊急時、海上保安庁や一般船舶との連絡
- 航行警報や気象警報等の海上安全情報の受信
- 航行安全に関して海上保安庁や一般船舶との連絡

※ 目的別使用周波数については別表 1 に掲載します

(2) どんな無線機

- 150 MHz 帯の無線電話で出力は 5 ワット以下
- 1 回の通話を 5 分間に制限するタイマーが内蔵
- 自動識別装置（船舶局の固有の識別が自動的にわかる仕組み）の内蔵
- スキャン受信（重要通信・呼出応答用の ch 16, ch 77, 及び登録 ch を順次受信する。）機能の内蔵

2. 無線局の開設について

(1) はじめに

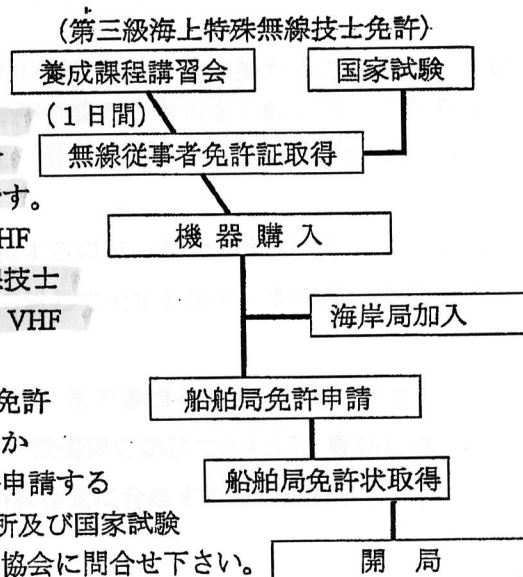
マリン VHF に組み込まれている周波数は国際的に船舶と船舶の間の通信や船舶と陸の通信に広く使用されていることから、無線局を開設するには無線局（船舶局）の免許が必要です。

無線局の免許を得るには、無線設備の他、VHF の操作を行う無線従事者（第三級海上特殊無線技士以上の免許所有者）の選任と、何れかのマリン VHF 海岸局への加入が必要です。

(2) 無線従事者（第三級海上特殊無線技士）の免許

免許を取得するには ① 国家試験に合格するか

- ② 養成講習を受け修了試験に合格した後、免許申請する
 必要があります。養成講習の時期・実施場所及び国家試験等については別表 2 に掲げる（財）日本無線協会に問合せ下さい。



(3) 無線局（船舶）の免許

- ① マリン VHF 船舶無線局（特定船舶局）の免許申請者（免許人）は次の通りです。
 - (ア) ヨット・モーターボートを個人で所有し、運行する場合はその人が申請者となります。
 - (イ) ヨット・モーターボートを数人で共有する場合、又はクラブ、団体等で所有する場合は、その代表者が申請者となります。
- ② 無線局には、無線設備を操作できる無線従事者（第三級海上特殊無線技士以上）を配置（選任）する必要がある、船舶の航行中はその無線従事者の少なくとも 1 名を必ず乗船させなければなりません。
- ③ 船舶局の申請に当たっては、マリン VHF は 1 台だけでなく、第 1 装置、第 2 装置のように複数設置することができます。ただし、他の船舶へ持ち込んでの使用はできません。
- ④ 特定船舶局（マリン VHF を使用する船舶局等）には次の無線設備も併せて設置することができます。

- (ア) 400MHz帯送受信機（型式検定合格機器に限る）
- (イ) レーダー（型式検定合格機器・認定機器に限る）
- (ウ) 船上通信設備（型式検定合格機器・認定機器に限る）
- (エ) 双方向無線電話（型式検定合格機器に限る）
- (オ) 非常用位置指示無線標識（SOSプイ）（型式検定合格機器に限る）
- (カ) 衛星非常用位置指示無線標識（EPIRB）（型式検定合格機器に限る）
- (キ) 捜索救助用レーダートランスポンダ（SARTD）（型式検定合格機器に限る）
- (ク) 無線方位測定器
- (ケ) インマルサット高機能グループ呼出受信機
- (コ) デジタル選択呼出専用受信機
- (サ) ナブテックス受信機
- (シ) ロラン受信機
- (ス) 衛星航法装置（NNSS・GPS）

(4) 海岸局への加入

マリンVHF船舶局はどれかの海岸局に加入する必要があります。

関東小型船安全協会では、別表1の海岸局を運営しており、当協会の会員になりますと、これら全ての海岸局と交信が可能となり、無線局免許申請に必要な「加入証明書」を発行致します。

なお、これらの海岸局の運営お含む無線事業の運営には経費が掛かることから、当協会では無線局1局（1隻）当たり5,000円の無線年会費のご負担をお願い致しております。

3. 無線局の免許、更新（再免許）、定期検査（登録点検）などの手続きについて

(1) 免許（更新）申請手続き

無線局免許申請手続は無線機購入先で代理申請するのが一般的ですが、個人でも実施出来ますので、当協会では、ご自分で申請される方に対して出来る限りのお手伝いを致すことと致しております。

免許申請は総務省地方総合通信局（別表2参照）に次の書類を提出して行います。

免許は、マリンVHF無線機が技術基準適合証明設備認定機器であれば、書類審査（約1ヶ月）のみで付与されますが、そうでない場合は新設検査に合格する必要があります。

- ① 無線局免許申請書
- ② 無線局事項書及び工事設計書
- ③ 無線従事者選解任届
- ④ 船舶検査証書の写（船種船名、総トン数、所有者、航行区域、使用者の確認）
- ⑤ 海岸局加入証明書（マリンVHF用海岸局利用の手続きがなされているかの確認）

(2) 船舶局の免許の変更

免許を受けた後に、無線設備の増設、取替、その他船舶に関する事項の変更があった場合には、変更申請（届）が必要となります。

(3) 船舶の免許の更新

船舶局の免許の有効期間は、免許の日から5年間で引き続き免許を受けるためには、更新の手続きが必要となります。